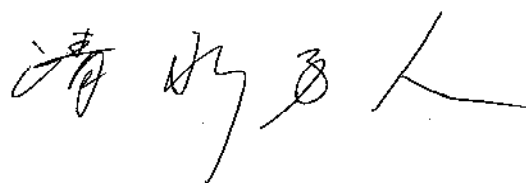


さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9 月 26 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Shimizu Taro' (清水 太郎), written in a cursive style.

さいたま市規則第 1 0 2 号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
(平成 1 8 年さいたま市規則第 6 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(支給決定の通知等) 第 5 条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例</u> (平成 1 3 年さいたま市条例第 1 3 8 号) により設置された福祉事務所の長 (以下「福祉事務所長」という。) は、法第 1 9 条第 1 項の規定による支給決定をしたときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給 (給付) 決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 (様式第 2 号) により支給決定障害者等 (法第 5 条第 2 4 項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。) に通知するとともに、法第 2 2 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証を交付するものとする。 2・3 [略] 4 第 1 項の規定は、法第 5 1 条の 5 第 1 項の規定による地域相談支援給付費の支給の決定に準用する。この場合において、第 1 項中「支給決定障害者等 (法第 5 条第 2 4 項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)」とあるのは「<u>法第 5 条第 2 4 項に規定する地域相談支援給付決定障害者</u>」と読み替えるものとする。 5 [略] (計画相談支援給付費) 第 1 4 条 [略] 2・3 [略] 4 支給決定障害者等は、<u>法第 5 条第 2 4 項に規定する継続サービス利用支援を受ける指定特定相談支援事業者</u> (法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規	(支給決定の通知等) 第 5 条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例</u> (平成 1 3 年さいたま市条例第 1 3 8 号) により設置された福祉事務所の長 (以下「福祉事務所長」という。) は、法第 1 9 条第 1 項の規定による支給決定をしたときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給 (給付) 決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 (様式第 2 号) により支給決定障害者等 (法第 5 条第 2 3 項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。) に通知するとともに、法第 2 2 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証を交付するものとする。 2・3 [略] 4 第 1 項の規定は、法第 5 1 条の 5 第 1 項の規定による地域相談支援給付費の支給の決定に準用する。この場合において、第 1 項中「支給決定障害者等 (法第 5 条第 2 3 項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)」とあるのは「<u>法第 5 条第 2 3 項に規定する地域相談支援給付決定障害者</u>」と読み替えるものとする。 5 [略] (計画相談支援給付費) 第 1 4 条 [略] 2・3 [略] 4 支給決定障害者等は、<u>法第 5 条第 2 3 項に規定する継続サービス利用支援を受ける指定特定相談支援事業者</u> (法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規

定する指定特定相談支援事業者をいう。)を変更したときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書により福祉事務所に届け出るものとする。

5・6 [略]

様式第1号(第4条関係)(表)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

[略]

[略]

[略]

[略]		
申請するサービス	[略]	
	訪問系・その他	☐ 就労定着支援
		☐ 自立生活援助
		☐ 就労選択支援
[略]		

[略]

様式第1号(第4条関係)(裏)

[略]

[略]

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
	1 [略]
	2 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。
	① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9,000円

定する指定特定相談支援事業者をいう。)を変更したときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書により福祉事務所に届け出るものとする。

5・6 [略]

様式第1号(第4条関係)(表)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

[略]

[略]

[略]

[略]		
申請するサービス	[略]	
	訪問系・その他	☐ 就労定着支援
		☐ 自立生活援助
[略]		

[略]

様式第1号(第4条関係)(裏)

[略]

[略]

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
	1 [略]
	2 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。
	① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの

	以下のもの
	② [略]
3	[略]
[略]	

[略]

様式第4号（第6条関係）（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]

[略]

[略]		
変更を申請するサービス	[略]	[略]
	訪問系・その他	☐ 就労定着支援
		☐ 自立生活援助
		☐ 就労選択支援
[略]		

[略]

様式第4号（第6条関係）（裏）

[略]

[略]

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）
	1 [略]
	2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。
	① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額

※

	② [略]
3	[略]
[略]	

[略]

様式第4号（第6条関係）（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]

[略]

[略]		
変更を申請するサービス	[略]	[略]
	訪問系・その他	☐ 就労定着支援
		☐ 自立生活援助
[略]		

[略]

様式第4号（第6条関係）（裏）

[略]

[略]

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）
	1 [略]
	2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。
	① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額

※

が80万9,000円 以下のもの ② [略] 3 [略] [略]	が80万円以下のもの ② [略] 3 [略] [略]
[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、様式第1号（裏）及び様式第4号（裏）の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。